

I 会社法改正法案の国会提出

平成25年11月29日に、「会社法の一部を改正する法律案」と「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、第185回国会（臨時会）に提出。成立は来年の通常国会以降にずれこむ。

II 組織体制

1 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

監査役会設置会社である上場企業（有価証券報告書提出会社）が社外取締役を置いていない場合⇒「社外取締役を置くことが相当でない理由」を定時株主総会で説明する必要。

要綱では、省令を改正することを前提に、当該理由を事業報告の内容とするものとされているが、それに加えて、同条の規定が設けられた。

社外監査役が2名いることをもって「社外取締役を置くことが相当でない理由」とはいえない旨が会社法施行規則で規定される予定。

会社法改正の施行後2年が経過した時点で、企業統治に係る制度のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、社外取締役の導入義務づけ等の所要の措置を講ずる旨が規定された。

2 選択肢

A：社外取締役なしで理由を開示（事業報告＋定時株主総会）

but 将来的な導入義務づけの方向（※）

B：社外取締役を導入

vs.

社外取締役（＝独立性＋事業に精通しない）に業務執行の意思決定ができるのか？

社外監査役（最低2人）に加え社外取締役を導入する必要

C：監査等委員会設置制度

「社外」は2人でいい

3 監査等委員会設置会社制度

⇒別紙

※

東京証券取引所は、現在、独立役員制度により、上場会社に対して、独立性の高い社外取締役または社外監査役を1名以上確保することを求めている。

社外取締役に関する規律について、「会社法制の見直しに関する要綱」（「要綱」）の附帯決議で「金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を1人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要があり」、「円滑かつ迅速な制定のための金融商品取引所での手続において、関係各界の真摯な協力がされることを要望する」とされていたが、要綱に基づく会社法改正法案が閣議決定され、国会に提出

⇒

取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保することを努力義務とする見直しがなされる予定。

見直しの実施は平成26年2月の予定。